

振動規制法における特定施設の種類

分類		施設名	対象能力
1	金属加工機械	イ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
		ロ 機械プレス	すべてのもの。
		ハ セン断機	原動機の定格出力が1キロワット以上のもの。
		ニ 鍛造機	すべてのもの。
		ホ ワイヤフォーマーマシン	原動機の定格出力が37.5キロワット以上のもの。
2	圧縮機		一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの。
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい、分級機		原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの。
4	織機		原動機を用いるもの。
5	コンクリートブロックマシン、コンクリート管製造機械、コンクリート柱製造機械		コンクリートブロックマシンについては原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のもの。その他については原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のもの。
6	木材加工機械	イ ドラムパーカー	すべてのもの。
		ロ チッパー	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のもの。
7	印刷機械		原動機の定格出力が2.2キロワット以上のもの。
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のもの。
9	合成樹脂用射出成形機		すべてのもの。
10	鋳型造型機		ジョルト式のもの。